

三次市教育委員会議案第 35 号

三次市教育委員会委員長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 12 条第 4 項及び三次市教育委員会会議規則第 2 条の規定により，三次市教育委員会委員長職務代理者を指定されたい。

平成 25 年 10 月 28 日提出

三次市教育委員会